

生活のきまり

～安全・安心な学校づくりのために～

新潟県立十日町高等学校定時制課程

1 服装頭髪について

- (1) 普段の学校生活では私服を認める。
ただし、式典では、必ずスーツなどを着用すること（入学生・卒業生）。
また、頭髪は華美にならないこと。
- (2) 校舎内では指定のシューズを履く。土足・スリッパは禁止する。
- (3) サンドルでの登校は禁止する。

2 校内生活について

- (1) 始業5分前（17時45分）までに登校する。また、登校後は放課後まで校外に出てはならない。やむを得ない理由で外出する場合は学級担任の許可を得る。
- (2) 下校時間（21時50分）を厳守し、それ以降は校地内に立ち入らない。
- (3) 授業変更等の重要連絡は定時制教務室前廊下にある連絡板（ホワイトボード）に記入するので、毎日確認する。
- (4) 校舎は全日制と共有しているので、お互い迷惑をかけないように整理整頓を心がけ使用する。私物は各自管理し、乱雑に置いておかないこと。
- (5) 校舎、用具を大切にする。壊したり、紛失したりした場合は学級担任に申し出る。
- (6) 授業中は許可なくスマートフォン等を使用しないこと。
- (7) 定時制の使用教室以外には立ち入らない。
- (8) 校内（玄関前、駐車場も含む）には外部の人を入れない。必要な場合は学校の許可を得る。
- (9) 20歳以上であっても、校地内での飲酒、喫煙は禁止する。

3 就職について

定職（含むアルバイト）に就く場合は、学校生活の妨げにならないようにする。
その際、勤務先を学級担任に申し出る。

4 運転免許取得について

- (1) 自動車・原動機付自転車の運転免許を取得した場合は速やかに取得届を学校に提出する。
- (2) 自動車教習所へ通学する場合は事前に学級担任に申し出る。
- (3) **自動二輪車の免許取得・乗車（後部座席も含む）は卒業まで禁止する。**
- (4) 通学許可については学級担任に申し出る。

5 校外生活について

- (1) いつ、いかなる場合でも、またいかなる理由でも暴力、嫌がらせ、いじめ等、他人に迷惑をかける行為は絶対にしてはならない。
- (2) 外出する際は家人に行き先・用件・帰宅時刻を告げて了承を得る。
- (3) 未成年者はパチンコ店や飲酒を中心とした飲食店等に入らない。
- (4) 交通安全に十分気を付けて行動する。特に運転免許所有者は交通法規を良く守り、事故・違反のないようにする。
- (5) 旅行等を計画、希望する者は学級担任に申し出る。また、事故のないよう、安全な旅行をする。

6 その他

- (1) 交通事故・感染症の発生・その他のことで異状のあった場合は、直ちに学校へ連絡する。
- (2) 「生活のきまり」を守られない場合、特別指導の対象となる。